

平成○年（○）第○号 ○○被疑事件

被疑者 ○ ○ ○ ○

（昭和○年○月○日生まれ，○○警察署収容）

勾留執行停止申立書

平成○年○月○日

○○地方裁判所 御中

弁護士 ○ ○ ○ ○

上記の者に対する○○被疑事件について、以下のとおり勾留の執行停止を申し立てる。

記

第1 申立の趣旨

被疑者に対する勾留の執行を平成○年○月○日午前5時から平成○年○月○日午前1時まで停止するとの決定を求める。

第2 申立の理由

1 被疑者の父親の現状

被疑者の父親であるA氏は、平成○年頃に肺ガンになり手術を受けた。その後、ガンは腎臓にも転移し、腎臓の摘出手術を受けたため、その後長年にわたる人工透析治療を余儀なくされている。人工透析治療を行うことによる後遺症として、……閉鎖不全状態となっている。このことにより被疑者の父親は呼吸困難状態となり、心臓弁置換手術を早急にしなければならない状況にある。

A氏は、〇〇県〇〇に妻（被疑者の母）と居住しているが、上記心臓弁置換手術を受けるために、現在〇〇病院（〇〇市〇〇）に入院しており、上記心臓弁置換手術が今月〇〇日に行われる。

そして、人工透析患者の心臓弁置換手術の手術死亡率については、添付の疎明資料にもあるとおり17パーセントないし22パーセントに及ぶ。これは心臓弁置換手術の他の類型よりも際だって高い数値である。加えて、A氏の場合は、大動脈弁、僧帽弁の双方を置換する必要があり、合併症の危険性が高く、手術による死亡率が1割から3割見込まれる。この事実は抽象論・一般論ではなく、執刀医によって示されている事実である（添付資料参照）。

- 2 刑事訴訟法95条所定の「相当と認めるとき」には、家族が危篤に陥ったことが含まれる（東京地決昭和42年2月21日判時475号62頁、東京高決昭和59年9月7日高検速報昭和59年303頁など）。A氏は現在危篤という状況ではないが、上記のとおり人工透析患者の心臓弁置換手術は致死率が高く、手術中に死亡することは十分に想定される。単なる可能性に留まらない。この点において、心臓の大手術を控えた家族に面会することは、危篤に陥った家族と面会することと勾留執行停止の要件である「相当と認めるとき」の該当性においては何ら変わるところはない。

被疑者はA氏の長男であり、心臓の大手術を控えた父親に一目でも会い、励まし、元気づけることを切望している。また万が一の場合に備えて、母や妹とともに葬儀の段取りについて話し合わなければならない。さらに、執刀医である〇〇大学B医師は、手術のリスクの高さから、執刀前に長男である被疑者がA氏に面会する必要があることに留まらず、執刀後についても、長男である被疑者に手術の結果を伝える医師としての義務があるとまで述べている。

本来であれば、被疑者は手術の数日前から家族とともに父親の看病をするのが患者である父親にとっても、家族にとっても望ましく、被疑者自身そのことを望んでいるが、被疑者の置かれた状況からして、手術日当日の手術の直前および直

後の父親の姿だけでも一目見たいという心境から勾留の執行停止の職権発動をお願いする次第である。

3 逃亡のおそれはない

被疑者は逃亡しない旨の誓約をしている。さらに、被疑者には妻が常に同行し、その監視を約束しており、〇〇県においては被疑者の妹が監視を約束している。

また、被疑者は、現在自ら購入した新宿区〇〇の自宅において、妻と〇歳の長男とともに生活している。被疑者には大切な家族がいるのである。

さらに、被疑者は〇〇株式会社にて正社員として約〇年間タクシーの運転手をしており、毎月約〇万円の確実な収入を得ている。被疑者の妻は子供が幼いため、仕事をしておらず、被疑者の収入に頼って家族が生活している。すなわち、被疑者が仕事を捨て逃亡をすれば、被疑者の生活のみならず、家族の生活が困窮することとなる。このような状況を考えれば、幸せな家庭生活を歩んできた被疑者が逃亡することはない。また、上記の通り、父親の大手術を控えた緊迫した状況下で、示談不成立といった抽象的な理由から逃亡のおそれを認めることは決して許されない。

4 執行停止の期間について

上記のとおり、手術の直前・直後の父親に面会できる最低限の期間について勾留の執行停止を賜りたいという趣旨から冒頭記載の期間の勾留執行停止を申立てたものである。その疎明資料については添付する。

5 なお、逃亡のおそれについて、妻の同行、妹の監視だけでは不十分であるならば、検察官において戒護者を付することができる旨の指定条件を付してでも、勾留の執行を停止されたい。

以上

添付書類

資料 1. B 医師からの書面

1 通

資料 2. 被疑者からの手紙	1 通
資料 3. ウェブページの写し	2 通
資料 4. 電話聴取報告書 (妻)	1 通
資料 5. 電話聴取報告書 (姉)	1 通
資料 6. 弁護士作成の計画書	1 通